

競技力向上事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、社会体育振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、競技力向上事業補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2 要綱別表の3の補助金の教育長が別に定める経費は、次の表のとおりとする。

事業の種類	経 費
(1) 選手強化事業	<p>ア 合宿練習等（海外で実施するものも含む。以下同じ。）に参加する選手の旅費、保険料及び感染症に係る検査料並びに競技指導者の旅費、謝金、保険料及び感染症に係る検査料並びに対外試合に係る競技用具の輸送費</p> <p>イ 対外試合（海外で実施するものも含む。以下同じ。）に参加する選手の旅費、保険料及び感染症に係る検査料並びに競技指導者の旅費、謝金、保険料及び感染症に係る検査料並びに対外試合に係る競技用具の輸送費</p> <p>ウ ア及びイの事業を実施するに当たって必要となる施設の使用料等</p> <p>エ ア及びイの事業を実施するに当たって必要となる消耗品の購入費</p> <p>オ 上記に係る銀行振込手数料</p>
(2) 指導者養成事業	<p>ア 講習会開催のための中央講師招へいに要する旅費、謝金及び感染症に係る検査料</p> <p>イ 講習会に参加する競技指導者の旅費及び感染症に係る検査料（上記(1)ア又はイと同時に行われるものに限る）</p> <p>ウ 上記に係る銀行振込手数料</p>
(3) 審判員養成事業	<p>ア 講習会開催のための中央講師招へいに要する旅費、謝金及び感染症に係る検査料</p> <p>イ 講習会に参加する競技指導者の旅費及び感染症に係る検査料（上記(1)ア又はイと同時に行われるものに限る）</p> <p>ウ 上記に係る銀行振込手数料</p>
(4) 競技用具等整備事業	<p>ア 競技団体が競技力向上に資する競技用具等を整備するために要する経費</p>

	イ 上記に係る銀行振込手数料
--	----------------

(事前着手届)

第3 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した事前着手届（要領様式第1号）を教育長に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第4 要綱に規定する申請書等の様式は、次の各号に規定する申請書等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 要綱第4第1項の社会体育振興事業補助金交付申請書 様式第1号
- (2) 要綱第4第2項第1号の事業計画書 様式第2号
- (3) 要綱第4第2項第2号の収入支出予算書 様式第3号
- (4) 要綱第5第1項第1号の社会体育振興事業変更承認申請書 様式第4号
- (5) 要綱第5第1項第2号の社会体育振興事業中止（廃止）承認申請書 様式第5号
- (6) 要綱第5第1項第3号の社会体育振興事業完了期限延長承認申請書 様式第6号
- (7) 要綱第6第1項の社会体育振興事業補助金交付申請取下書 様式第7号
- (8) 要綱第7第1項の社会体育振興事業状況報告書 様式第8号
- (9) 要綱第8第1項の社会体育振興事業実績報告書 様式第9号
- (10) 要綱第8第2項第1号の事業実施報告書 様式第10号
- (11) 要綱第8第2項第2号の収入支出決算書 様式第11号
- (12) 要綱第9の社会体育振興事業補助金交付（概算払）請求書 様式第12号

(実績報告書の添付書類)

第5 要綱第8第2項第3号の教育長が別に定める書類は、次の表のとおりとする。

事業の種類	書 類
(1) 選手強化事業	ア 旅費、謝金及び施設の使用料等の支払を証する書類（公共交通機関による交通費のうち別に定めるもの及び謝金以外は、領収書の添付） イ 合宿練習等及び対外試合の参加者名簿 ウ 消耗品に係る領収書
(2) 指導者養成事業	ア 旅費及び謝金の支払を証する書類（公共交通機関による交通費のうち別に定めるもの及び謝金以外は、領収書の添付）

	イ 講習会の概略を記載した書類及びテキスト並びに県内講習会については講習会の参加者名簿
(3) 審判員養成事業	ア 旅費及び謝金の支払を証する書類（公共交通機関による交通費のうち別に定めるもの及び謝金以外は、領収書の添付） イ 講習会の概略を記載した書類及びテキスト並びに県内講習会については講習会の参加者名簿
(4) 競技用具等整備事業	ア 当該競技用具等の売買契約書の写し又はこれに類する書類 イ 当該競技用具等の写真

附 則

この要領は、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年度の補助金から適用する。